

茨城県国土強靱化地域計画の 策定について

平成27年8月12日

茨城県生活環境部

防災・危機管理局 防災・危機管理課

計画の基本構成

1 計画の策定趣旨, 位置付け	3
(1) 計画の策定趣旨	
(2) 計画の位置付け	
2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方	8
(1) 茨県県の特徴	
(2) 国土強靱化に向けた茨県県の役割	
(3) 茨県県における国土強靱化の目標	
(4) 計画の対象とする災害	
(5) 茨県県における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項	
3 脆弱性評価	20
(1) 脆弱性評価の考え方	
(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定	
(3) 施策分野の設定	
(4) 脆弱性評価の実施	
(5) 脆弱性評価結果	
4 茨県県における国土強靱化の推進方針	33
(1) 推進方針の整理の考え方	
(2) 国土強靱化の推進方針	
5 計画の推進と不断の見直し	36

1 計画の策定趣旨、位置付け①

(1) 計画の策定趣旨

強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（抄）

（基本理念）

第二条 国土強靱化に関する施策の推進は、東日本大震災・・・から得られた教訓を踏まえ、必要な事前防災及び減災その他迅速な復旧復興に資する施策を総合的かつ計画的に実施することが重要であるとともに、国際競争力の向上に資することに鑑み、明確な目標の下に、大規模自然災害等からの国民の生命、身体及び財産の保護並びに大規模自然災害等の国民生活及び国民経済に及ぼす影響の最小化に関連する分野について現状の評価を行うこと等を通じて、当該施策を適切に策定し、これを国の計画に定めること等により、行われなければならない。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、第二条の基本理念にのっとり、国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。

（関係者相互の連携及び協力）

第六条 国、地方公共団体、事業者その他の関係者は、第二条の基本理念の実現を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（国土強靱化地域計画）

第十三条 都道府県又は市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、当該都道府県又は市町村の区域における国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画（以下「国土強靱化地域計画」という。）を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県又は市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができる。

（国土強靱化地域計画と国土強靱化基本計画との関係）

第十四条 国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。

■「事後対策」の繰り返しを避け、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う国土強靱化の基本理念にのっとり強靱化地域計画を策定。

■市町村や関係機関相互の連携のもと、茨城県の国土強靱化に関する施策を総合的、計画的に推進するために策定。

1 計画の策定趣旨、位置付け②

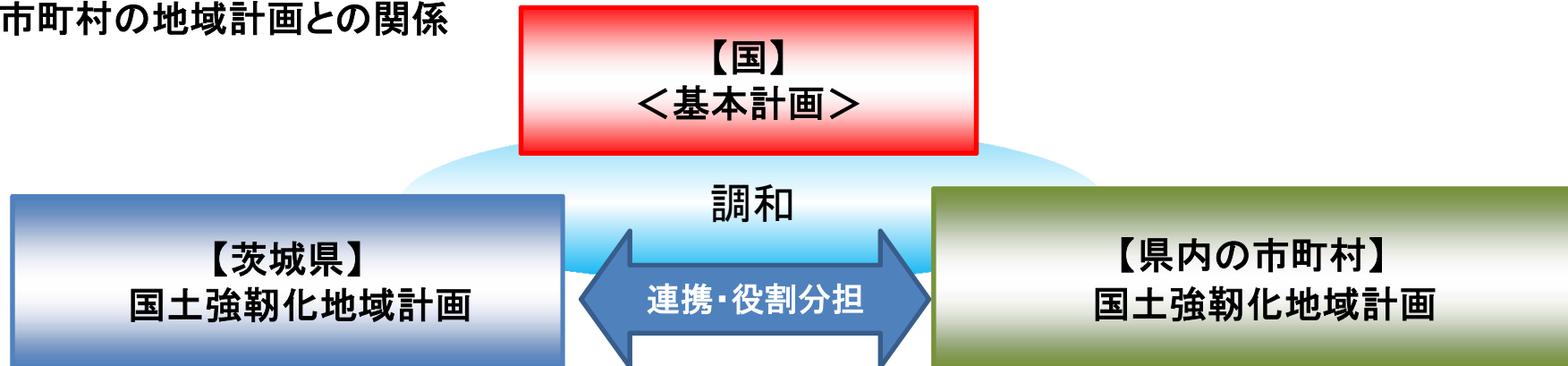
(2) 計画の位置付け

ア 国の基本計画との関係



- 基本計画との調和が確保される範囲内であれば、地域強靱化計画に定める事項については、基本法に特に規定はなく、施策分野の変更等も可能。
- そのため、茨城県の実情や特性を十分に踏まえ、独自の考え方や施策を盛り込むことが重要。

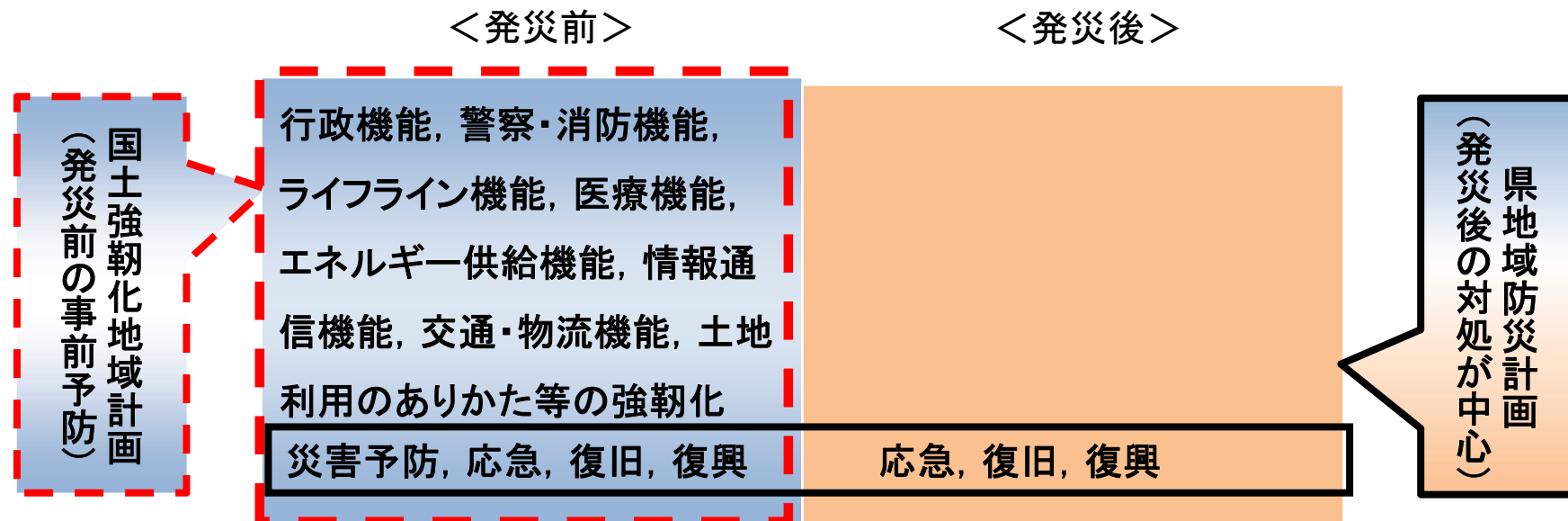
イ 市町村の地域計画との関係



- 地域計画相互の関係は、基本法に特に規定はないが、県計画と市町村計画においても調和を図り、連携して強靱化施策を進めることが有用。
- 県計画の策定に当たっては、市町村との十分な調整を図るとともに、市町村の意向を反映していく必要。

1 計画の策定趣旨、位置付け③

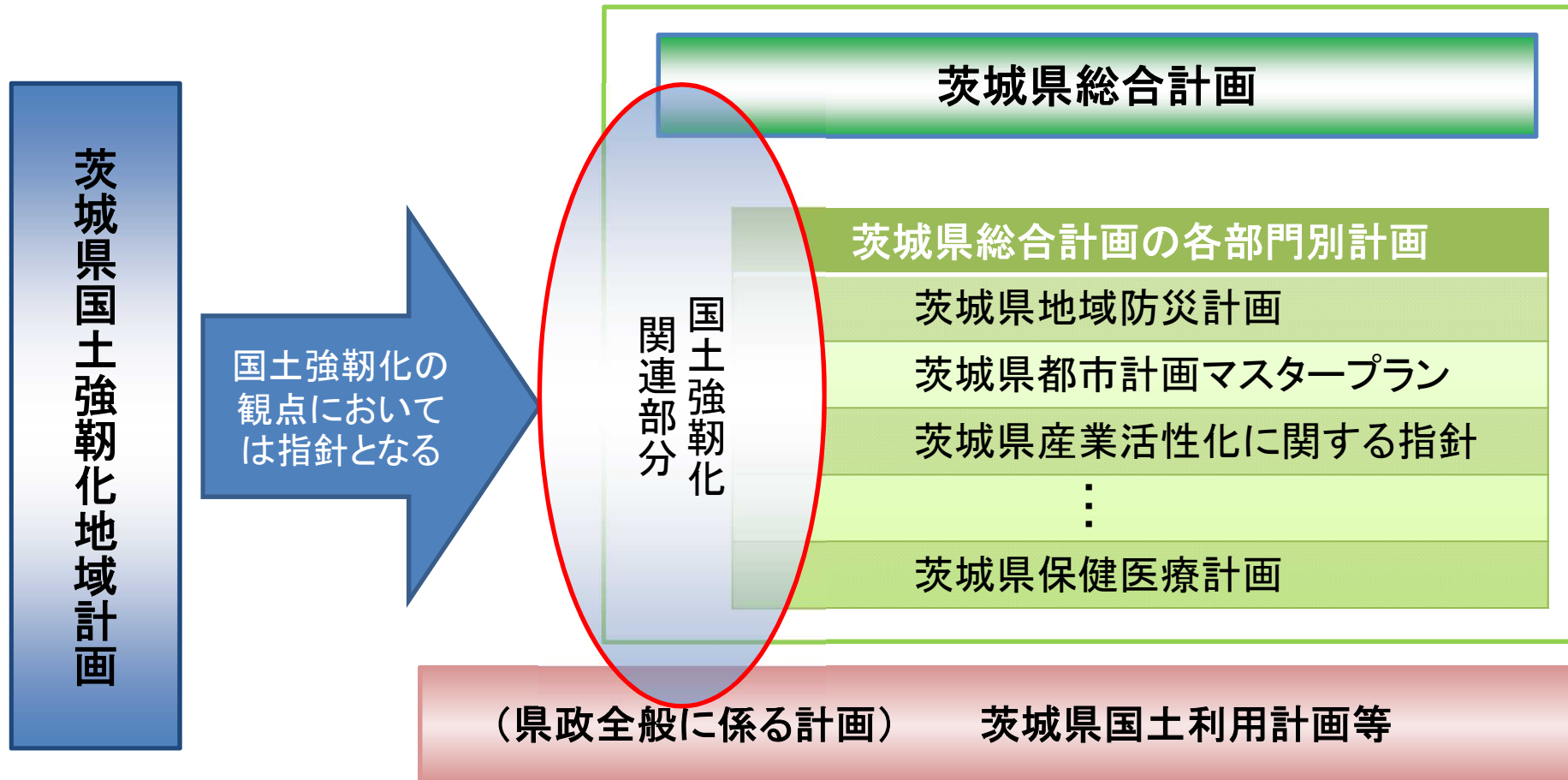
ウ 県地域防災計画との関係



- 強靱化地域計画は発災前(平時)の施策を対象
- 発災時の対処(応急対策)及び発災後の対処(復旧・復興対策)そのものは対象としない。
ただし、応急対策、復旧・復興対策を効果的に行うための事前の備えは対象
- 強靱化地域計画は、国土強靱化関連部分(発災前の事前予防)について、県地域防災計画の上位計画となる。
- 強靱化地域計画策定後は、必要に応じて、地域防災計画を見直す必要。

1 計画の策定趣旨, 位置付け④

エ 県総合計画, 他の分野別計画との関係



- 県における最上位計画である総合計画の内容を十分に踏まえ策定していく必要。
- 強靱化地域計画は, 県政全般に関する計画として, 国土強靱化の関連部分において県総合計画や部門別計画等の指針となるもの。

1 計画の策定趣旨、位置付け⑤

オ 県まち・ひと・しごと創生総合戦略との関係

(国の事務連絡(H27.7.7))

茨城県国土強靱化地域計画

調和しながら
策定されること
が効果的

茨城県まち・ひと・しごと
創生総合戦略

取組の連携の視点例 (国の事例集より)

東京一極集中からの脱却

- ◆「自律・分散・協調」型県土の形成
- ◆企業の本社機能の移転(被災時の業務継続)
- ◆首都圏のバックアップ拠点

地域での担い手確保と地域コミュニティの役割

- ◆新たな担い手育成など共助社会づくり
- ◆防災訓練等を通じた行政と民間の地域連携

産業の創出、活性化と技術開発 (防災・減災)

- ◆強靱化のための技術、製品、システムの開発
- ◆防災関連産業の振興
- ◆災害に強い自立分散型エネルギーの導入
- ◆ICTを活用した災害対応
- ◆被災者の健康維持のための技術開発

取組の連携
(限りある資源の
有効活用)

論点整理中の施策の方向性

(県まち・ひと・しごと創生会議(6/2)資料より)

本県における安定した雇用の創出

- ◆本県に集積した最先端科学技術等を活用した未来産業・雇用の創出
- ◆企業誘致の更なる推進
- ◆農林水産業の成長産業化

本県への新しいひとの流れをつくる

- ◆東京圏から本県への移住等の推進
- ◆地域産業を担う人材の県内企業等における採用, 就労の拡大
- ◆政府関係機関等の誘致

時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携する

- ◆本県の地域特性を活かした地域連携の支援
- ◆住民が地域防災の担い手となる環境の確保
- ◆人口減少等を踏まえた既存ストックマネジメント強化

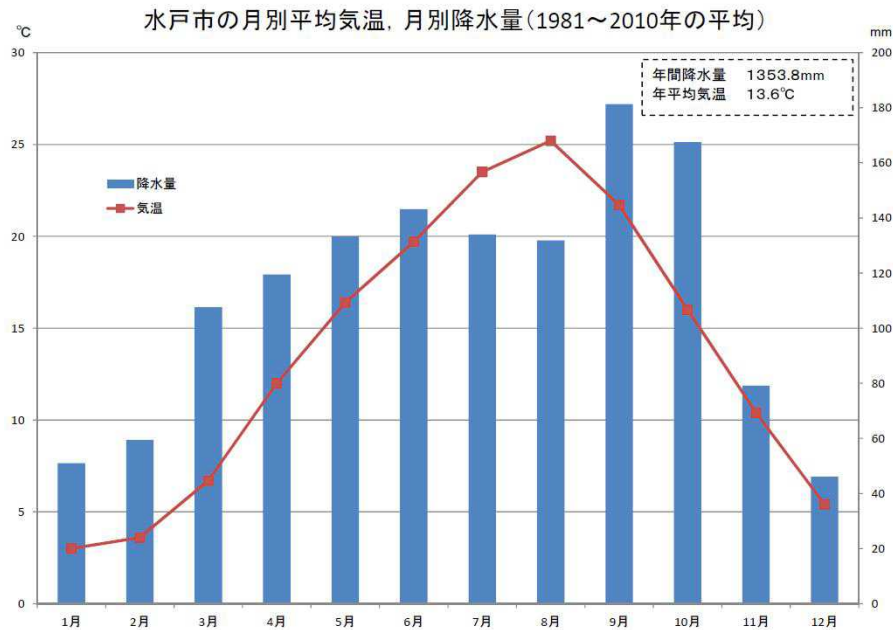
■「災害に強い地域」を平時から目指す強靱化と「平時の活性化」を目指す地方創生は地域の豊かさを維持・向上させる点で同じであり、連携して限りある資源の有効活用を図る。

2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方①

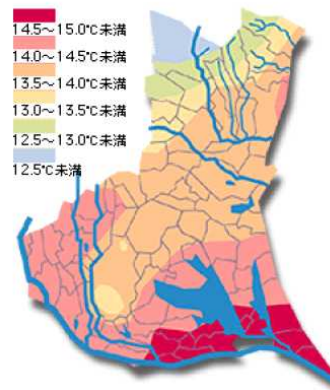
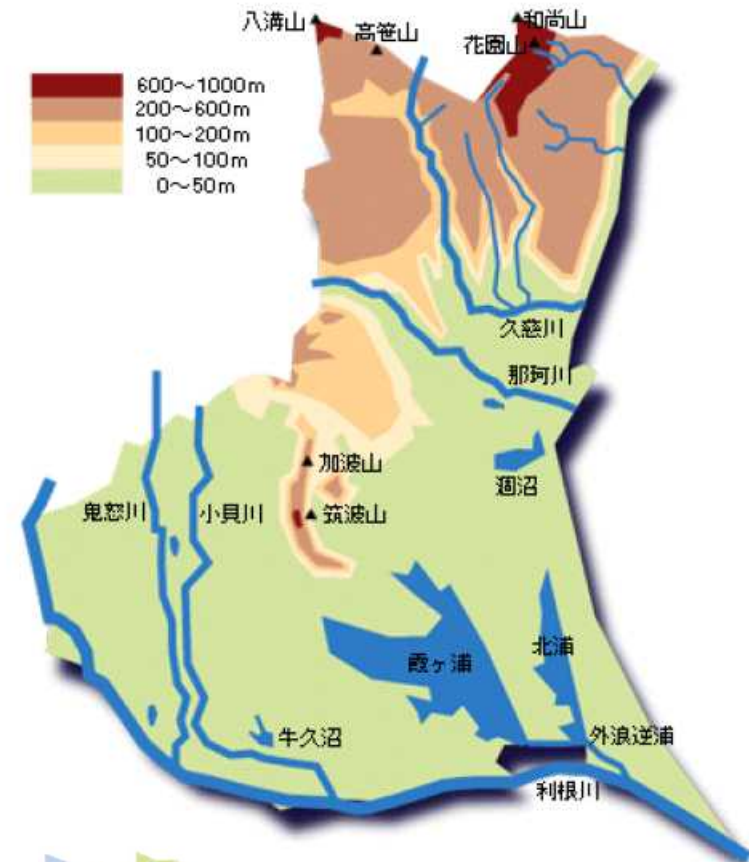
(1) 茨城県の特徴

恵まれた地域特性

- ◆ 東京から県南部で50 km圏内, 水戸市で100km圏内
- ◆ 北部から北西部は山間部
- ◆ 可住地面積は全国4位
- ◆ 県の東部には延長190 kmに及ぶ海岸線
- ◆ 全国2位の湖沼面積の霞ヶ浦,
全国1位の流域面積の利根川などの湖沼・河川
- ◆ 年平均気温13.6℃, 年間降水量約1,354 mm



■ 出展 水戸地方气象台



- 首都圏に近接
- 概ね平坦な地形
- 気候は温和で
自然災害が少ない

■ 出展 「ふるさと茨城の自然」 8

2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方②

多様な産業と科学技術の集積

- ◆ 農業産出額は全国2位
- ◆ 農産物の一大生産拠点
- ◆ 国・民間合わせて300超の研究機関・企業が筑波研究学園都市で活動を展開
- ◆ 工場立地件数・工場立地面積は全国1位

茨城産業再生特区計画の対象市町村図



■ 出展 「産業再生特区の概要」茨城県科学技術振興課

産業拠点

● 本県の工場立地動向（電気業を除く）

		H22	H23	H24	H25	H26
面積	ha	189	38	87	117	109
	順位	1	7	2	1	1
件数	件	38	18	30	55	75
	順位	5	20	11	1	1
県外 件数	件	21	12	18	30	36
	順位	1	6	4	1	1

● 各産業拠点

日立	電機・機械産業等の集積	●日立製作所の協力企業を中心に約1,200社
東海	原子力研究機関の集積	●日本原子力研究開発機構 ●東京大学、茨城大学など ●大強度陽子加速器施設(J-PARC) (H20年12月稼働) ●ニュートリノや物質・生命科学の研究において世界をリード ●茨城県でも物質・生命科学分野の実験装置を整備
つくば	研究機関等の集積	●国等の教育・研究機関等：32機関 ●つくば国際戦略総合特区の指定(H23.12.22) 次世代がん治療や生活支援ロボットの実用化等を推進
鹿島	素材産業の集積	●鉄鋼や石油化学産業等の企業161社

■ 出展 「茨城の豆知識」 茨城県広報広聴課

- 首都圏の食糧供給に重要な役割
- 科学技術創造立国日本を支える重要な拠点
- 多くの企業の進出先

2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方③

国内外を結ぶ広域交通ネットワークの形成

県土の発展基盤である陸・海・空の広域的な交通ネットワークについては、整備が着実に進み、概成しつつある状況

広域交通ネットワーク等

つくばエクスプレス	つくば～秋葉原→45分
常磐線	水戸～東京→72分、水戸～品川→81分
茨城空港	茨城～神戸毎日2往復
	茨城～札幌毎日2往復
	茨城～那覇毎日1往復(神戸経由)
	茨城～福岡毎日2往復
	茨城～上海週8便(水曜を除く毎日)
	茨城～深圳週2便(土曜・日曜)H27.7.25就航
茨城港 (19航路)	・北米定期コンテナ航路 北米西岸(バンクーバー・タコマ等)【月2便】
	・韓国・中国定期コンテナ航路(釜山・上海等)【週1便】
	・中国・ベトナム定期コンテナ航路(上海・ハイフォン等)【週1便】
	・国際フィーダー航路 常陸那珂～鹿島～横浜・東京(東南アジア航路等に接続)【週1便】
	・北海道との定期航路 釧路・苫小牧【週31便】
・九州との定期航路 北九州【週2便】	
鹿島港 (2航路)	・国際フィーダー航路(再掲) 常陸那珂～鹿島～横浜・東京(東南アジア航路等に接続)【週1便】
	・韓国・中国定期コンテナ航路 釜山・上海等【週1便】(休止中)

●いばらきブロードバンドネットワーク (IBBN)

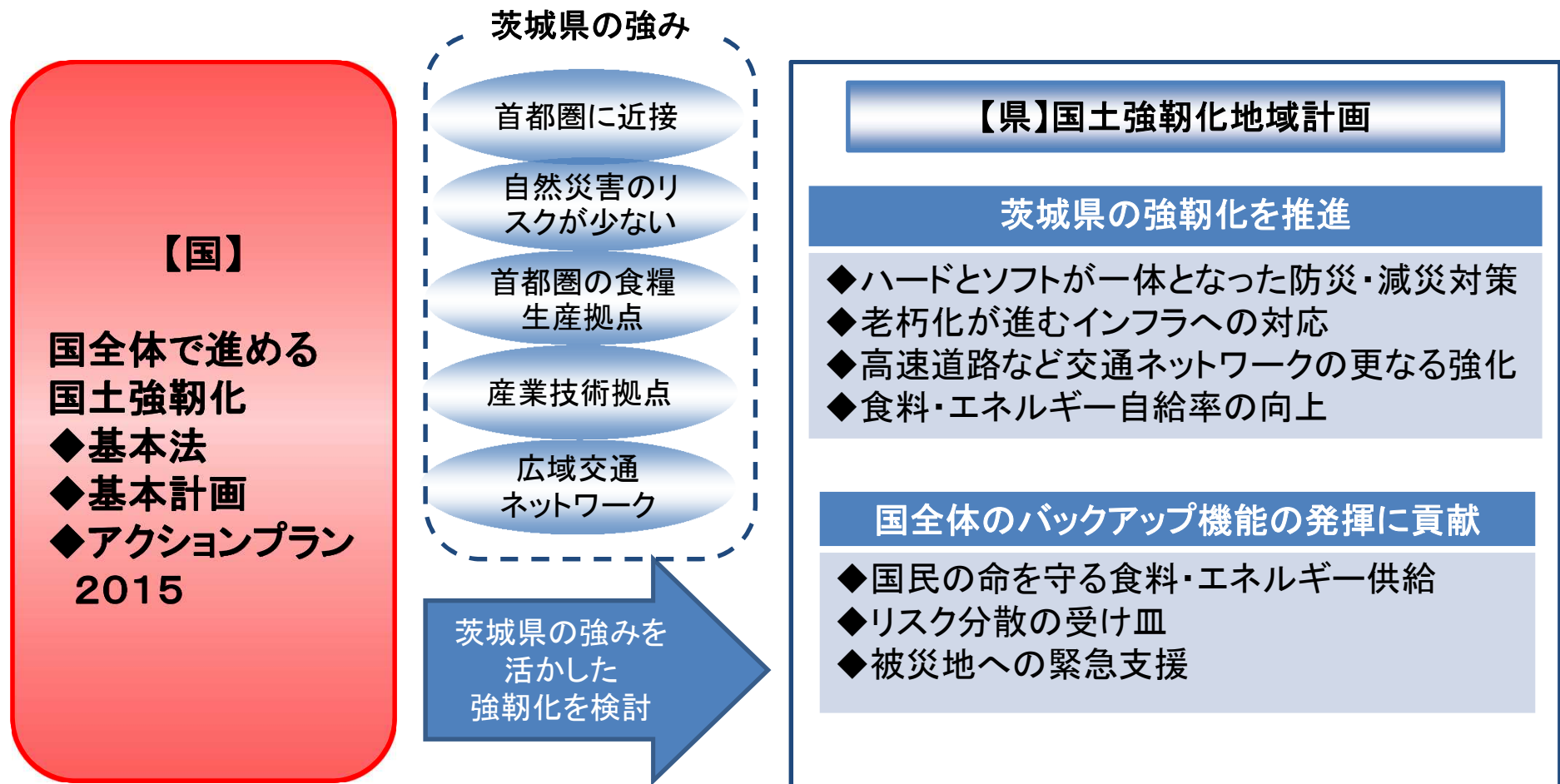
- 県及び県内全市町村を最大10ギガビット/秒で結ぶ高速大容量の情報通信基盤(全国トップレベル)
- 民間企業に無償で開放(H27.4.1現在138社利用承認済)
- テレビ会議システムの構築などによりがん医療や小児・周産期医療を支援

■ネットワークを積極的に活用した
県づくりが必要



2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方④

(2) 国土強靱化に向けた茨城県の役割



茨城県の強靱化を図るとともに、

- 首都直下地震などにより首都圏が被災した場合のバックアップ機能
- 他の地域が被災した場合のサポート機能を備える。

2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方⑤

(3) 茨城県における国土強靱化の目標 ア 基本目標の設定

【国】国土強靱化基本計画

基本目標	事前に備えるべき目標
Ⅰ 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
Ⅱ 国家及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
Ⅲ 国民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 大規模自然災害発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動等に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
Ⅳ 迅速な復旧復興	7 制御不能な二次災害を発生させない
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(原則として、基本計画に即して設定)

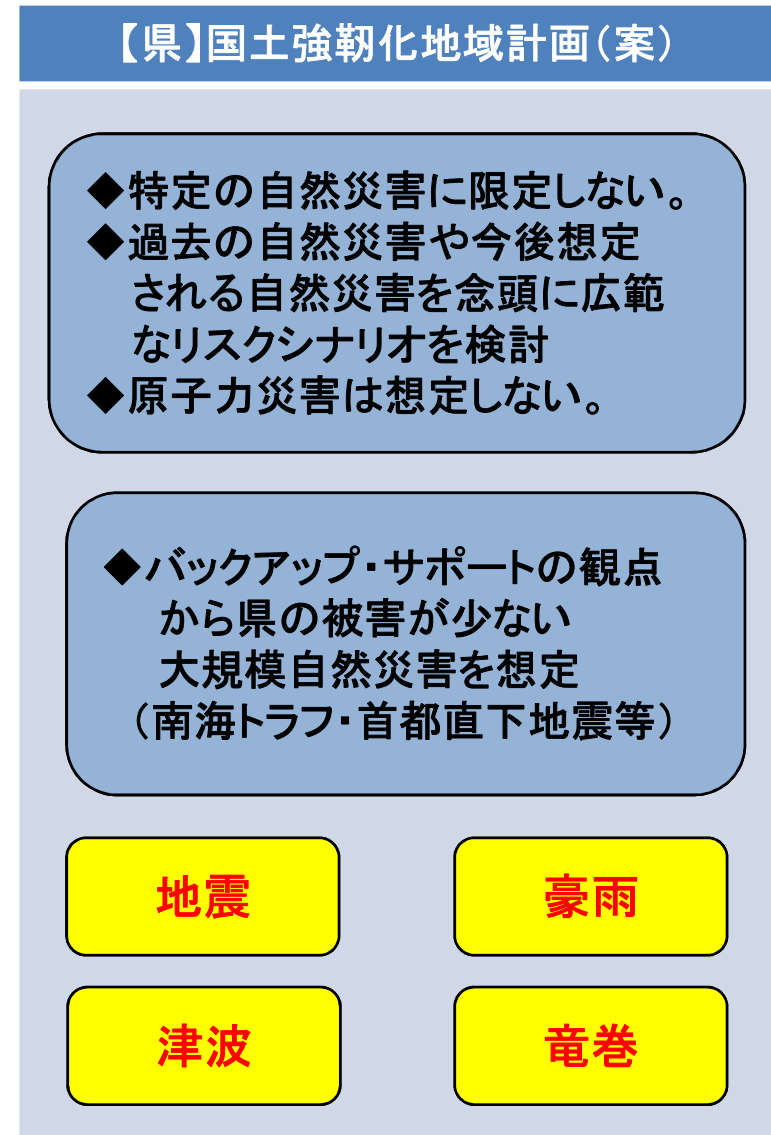
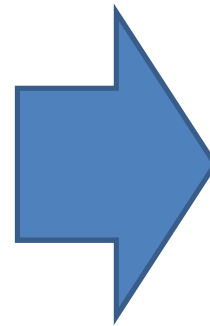
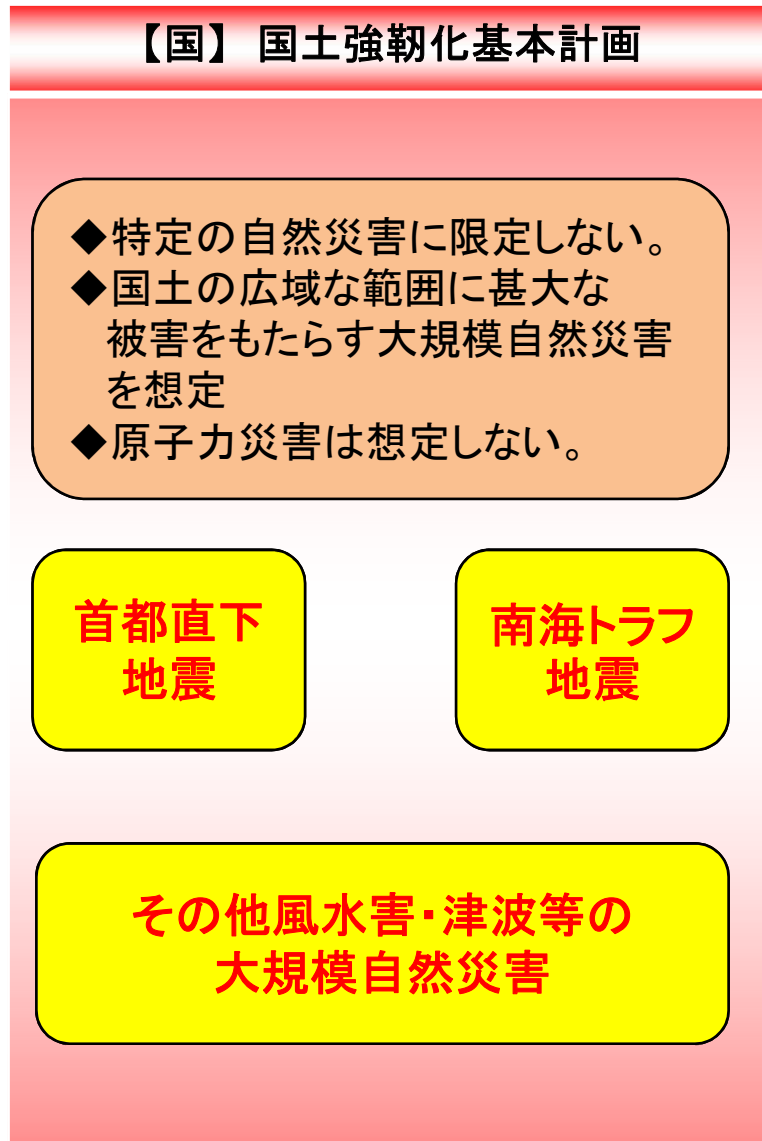
【県】国土強靱化地域計画

基本目標	事前に備えるべき目標
Ⅰ 人命の保護が最大限図られること	1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
	2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる(それがなされない場合の必要な対応を含む)
Ⅱ 県政及び社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持されること	3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
	4 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する
Ⅲ 県民の財産及び公共施設に係る被害の最小化	5 大規模自然災害発生後であっても経済活動(サプライチェーンを含む)を機能不全に陥らせない
	6 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動等に必要最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワークを確保するとともに、これらの早期復旧を図る
Ⅳ 迅速な復旧復興	7 制御不能な二次災害を発生させない
	8 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

■ 茨城県においても、基本計画と同様に4つの基本目標、8つの事前に備えるべき目標を設定

2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方⑥

(5) 計画の対象とする災害 ア 基本的な考え方

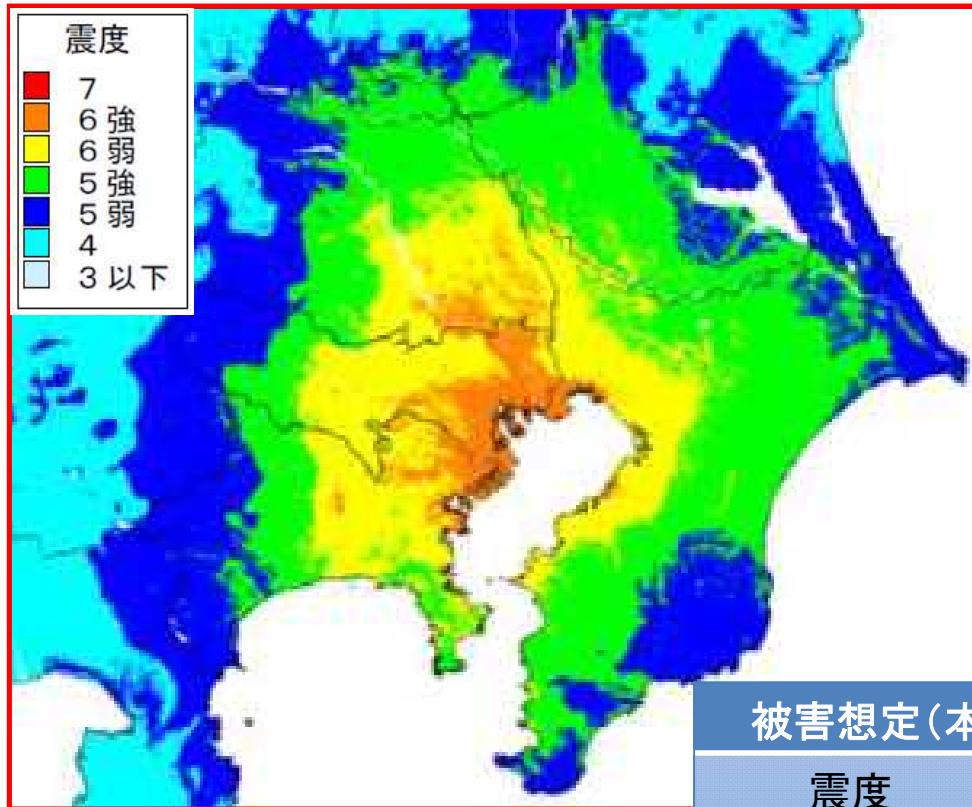


2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方⑦

イ 首都直下地震の想定

**発生確率(M7程度)
30年以内70%**

【都心南部直下地震(M7.3)】
※首都中枢機能への影響が最大



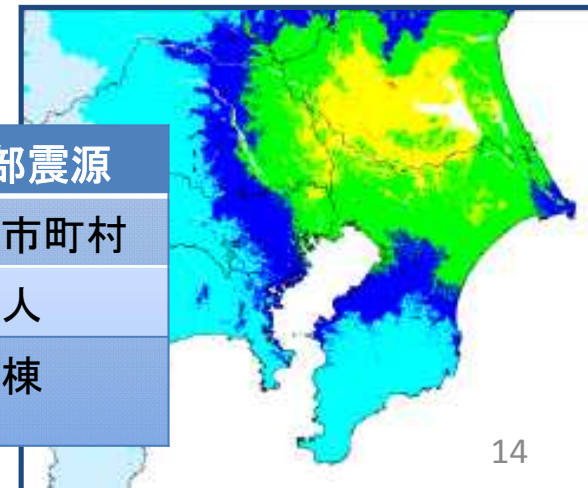
【茨城県南部直下地震(M7.3)】
※茨城県への影響が最大

被害想定(本県)※本県南部震源

震度	6弱以上32市町村
死者数	約300人
建物全壊棟数 (火災含む)	約3万棟

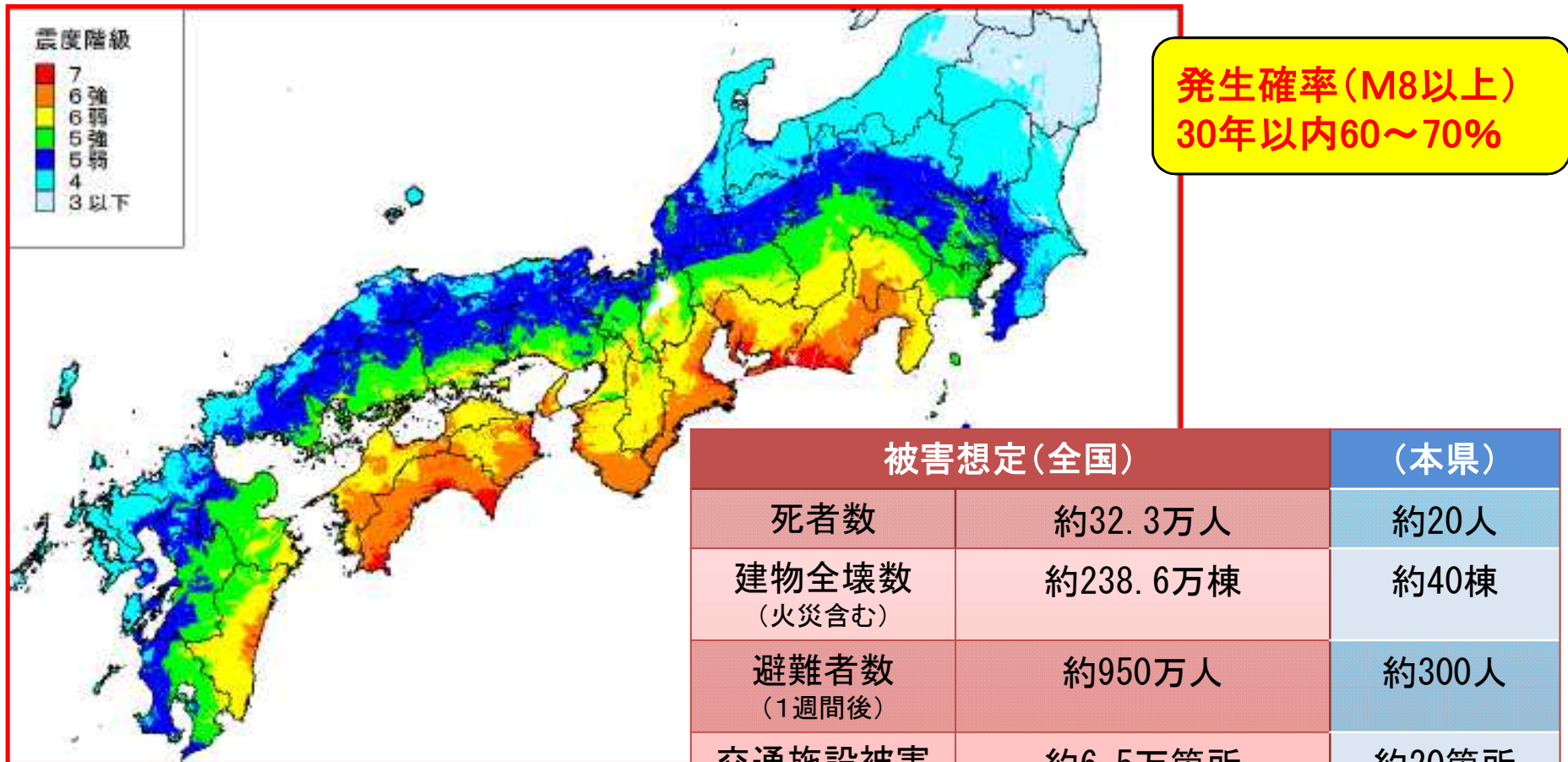
被害想定(全国)※都心南部震源

死者数	約2.3万人 (本県わずか)
建物全壊数 (火災含む)	約61万棟 (本県約1,300棟)
避難者数 (2週間後)	約720万人
交通施設被害	約2,100力所
停電件数	約1,220万件
断水人口	約1,440万人
帰宅困難者	約800万人
経済被害	約95.3兆円



2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方⑧

ウ 南海トラフ地震の想定 地振動5ケース・津波動9ケースを検討



■ 出展 「南海トラフ巨大地震による被害想定について」
内閣府

2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方⑨

エ 茨城県の主な過去の災害等

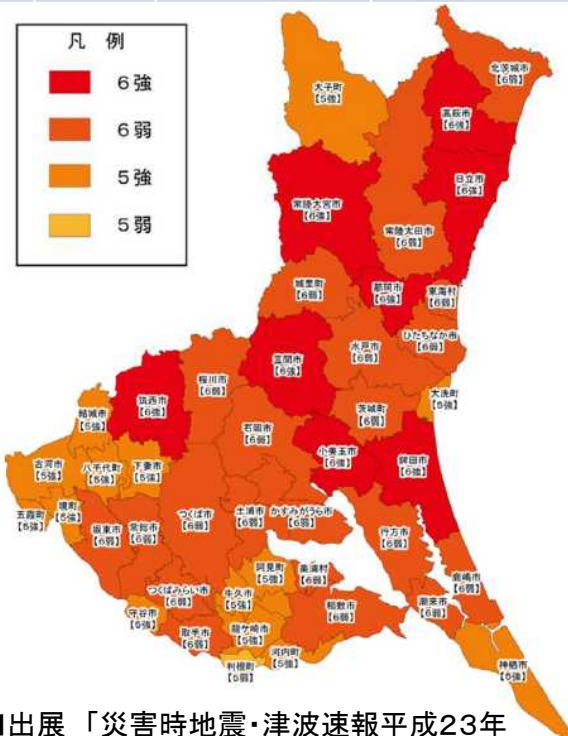
地震

※ 茨城県地域防災計画(地震等対策計画編)7～10頁「地震災害の歴史」から抜粋

年月日	震源地	M	最大震度	本県の被害状況
大正14年9月1日	関東南部	7.9	—	死者5, 負傷者40, 全壊517棟
平成17年4月1日	千葉県北部	6.1	5強	(5強観測: 神栖市)被害なし
平成23年3月11日	東北地方太平洋沖 (東日本大震災)	9.0	6強	死者24, 行方不明者1, 震災関連死41, 重傷33, 住宅被害21万棟以上



■ 東日本大震災の被害状況
路面が陥没した常磐自動車道
(水戸～那珂)



■ 出展「災害時地震・津波速報平成23年
東北地方太平洋沖地震」気象庁

被害想定 (県南西部西側直下震源; M7.0)

死者数	391人
建物全壊数 (火災含む)	約3.4万棟
避難者数	約22.7万人
交通施設被害	353箇所
停電件数	約13.2万件
断水人口	約5.3万人
帰宅困難者	—

■ 出展「茨城県南関東直下地震被害想定調査」

2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方⑩

津波

南海トラフ・本県想定・東日本大震災における津波被害想定

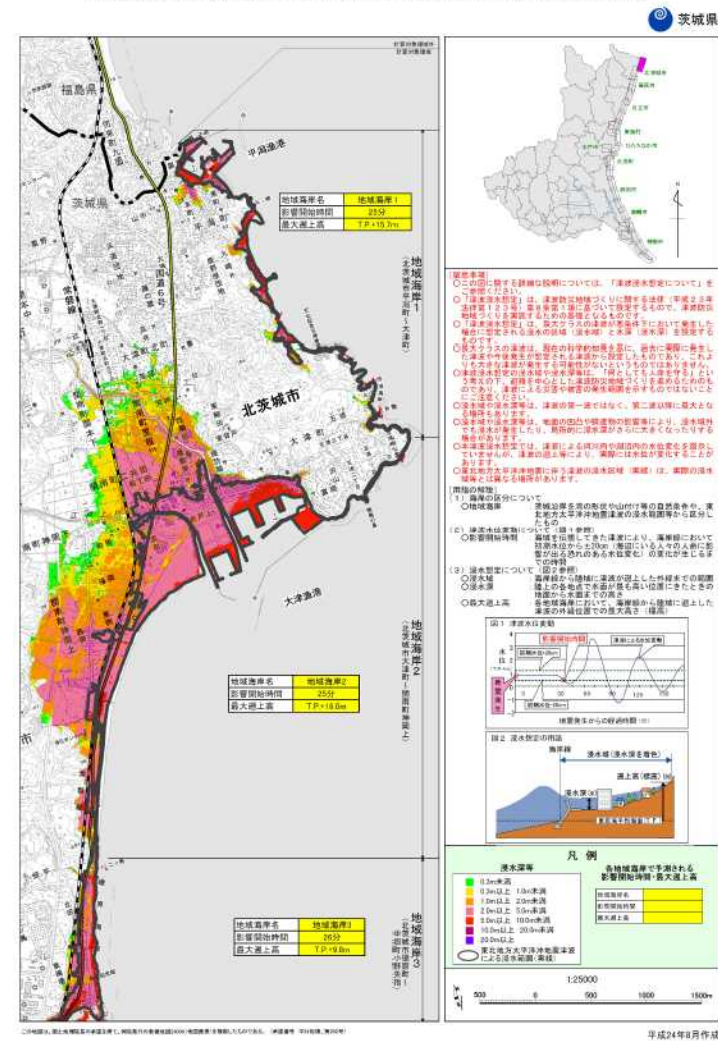
	南海トラフ想定	茨城県想定	東日本大震災
最大津波高	6m (神栖市)	14.8m(北茨城市) <参考>神栖市:7.8m	6.9m(北茨城市) <参考>神栖市:6.6m
浸水面積	1,410ha	6,280ha	1,760ha
死者等	約20人	—	25人(うち津波7人)
全壊棟数	約40棟	—	2,693棟(うち津波172棟)

※ 過去の「津波災害の歴史」は、茨城県地域防災計画(津波等対策計画編) 3~5頁を参照



■東日本大震災の被害状況
住宅地に迫る津波(北茨城市)

茨城県津波浸水想定図 市町村別図 地域海岸1・2(北茨城市 1/2)



■出展「茨城県沿岸津波対策検討委員会結果」
茨城県河川課

2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方⑪

風水害(豪雨・竜巻)

※ 茨城県地域防災計画(風水害等対策計画編編)4～13頁「気象災害の概況」から抜粋

年月日	災害名	茨城県の被害状況
昭和61年8月4日～5日	台風10号と低気圧	死者4, 負傷者14, 全壊3棟, 半壊21棟, 床上浸水67棟
平成10年8月26日～31日	台風4号と全線	負傷者10, 半壊1棟, 床上浸水445棟
平成18年10月5～7日	発達した低気圧	死者10, 負傷者6, 半壊10棟, 床上浸水8棟, 床下浸水55棟
平成24年5月6日	竜巻	死者1, 負傷者41, 全壊89棟, 半壊193棟
平成25年10月15～16日	台風26号	負傷者13, 全壊5棟, 半壊8棟, 床上浸水104棟, 床下浸水389棟
平成26年10月5～6日	台風18号	死者・行方不明者2, 負傷者2, 床上浸水12棟, 床下浸水115棟

■平成24年つくば市における竜巻被害状況



2 茨城県における国土強靱化の基本的考え方⑫

(6) 茨城県における国土強靱化を進める上で特に配慮すべき事項

【国】国土強靱化基本計画

特に配慮すべき事項

総合的な視点による経済社会システムの構築
民間投資の促進
地方公共団体における体制の構築
BCP／BCM等の策定の促進
リスクコミュニケーションと人材等の育成
データベース化, オープンデータベース化の推進
2020年オリンピック・パラリンピック東京大会に向けた対策と情報発信
国土強靱化の推進を通じた国際貢献

【県】国土強靱化地域計画

特に配慮すべき事項(例)

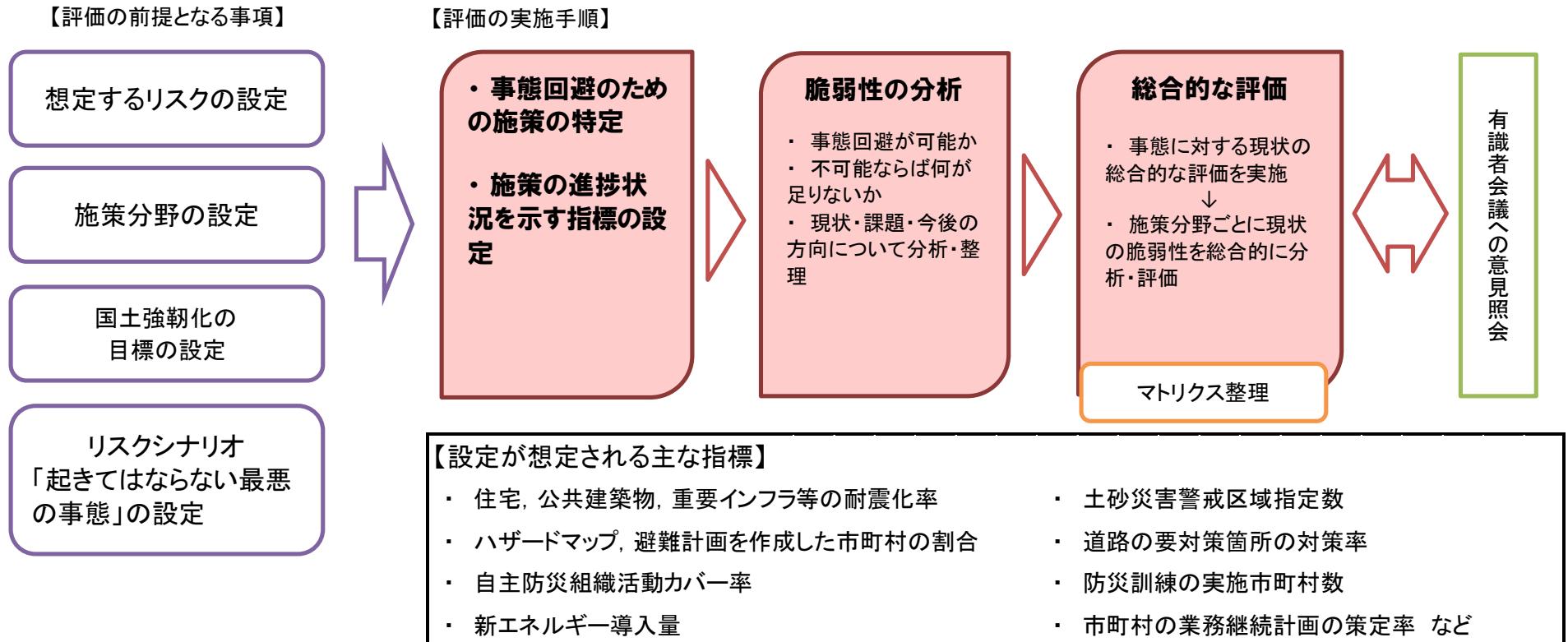
(愛知県計画素案から抜粋)

「自律・分散・協調」型の社会のシステムの形成につなげる視点を持つこと
関係団体との連携体制の構築
急激に進む社会資本の老朽化への対応
地域と地域のつながりの再構築やコミュニティ機能の向上
実践的な行動力を習得した指導者・リーダー等の人材の育成と確保
民間投資の活用
施策の重点化や進捗管理を通じた施策の推進及び見直し
ハード対策とソフト対策の組み合わせによる総合的な取組
平時からの有効活用を意識した施策や取組

■ 国の基本計画に掲げる「特に配慮すべき事項」を参照しつつ、茨県県の特性に合わせた「特に配慮すべき事項」を検討。

(1) 脆弱性評価の考え方

- 茨城県における大規模自然災害等に対する脆弱性評価は、大規模自然災害等による甚大な被害を回避するために現在の施策で足りるのかどうか、どこに脆弱性があるのかを明らかにするために実施するものである。
- 施策の現状分析・評価を行うことにより、茨城県における国土強靱化に必要な施策を効率的、効果的に実施することにつながることから、国土強靱化を推進する上で必要不可欠なプロセスである。
- 評価は、国が実施した方法を参考に、以下の枠組みにより実施する。



(2) リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」の設定

ア 想定リスク 首都直下地震を含む大規模自然災害全般（地震，津波，豪雨／暴風雨／竜巻等）
（前掲の「本計画の対象とする自然災害」のとおり）

イ リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」

- 国土強靱化に関する施策の特定等に当たっては，国の基本計画と同様に45のリスクシナリオを設定する。
なお，事態をイメージしやすいように「事態の様相例」を独自に追加する。
- 脆弱性評価結果をまとめる段階では，施策構成などを考慮し，事態の整理・統合を検討する。

事前に備えるべき目標	国の基本計画における事態	県の地域計画における事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	1-1)建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊・火災
	1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生
	1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-5)大規模な火山噴火・土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず，後年度にわたり国土の脆弱性が高まる事態	1-5)大規模な土砂災害（深層崩壊）等による多数の死傷者の発生のみならず，後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態
	1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急，医療活動等が迅速に行われる（それがなされない場合の必要な対応を含む）	2-1)被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止	2-1)被災地での食料・飲料水等，生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生
	2-3)自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	2-3)自衛隊，警察，消防，海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足
	2-4)救助・救急，医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	2-4)救助・救急，医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶
	2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足
	2-6)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	2-6)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災，支援ルートの途絶による医療機能の麻痺
	2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生	2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生

3 脆弱性評価 ③

事前に備えるべき目標		国の基本計画における事態
3	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1)矯正施設からの被収容者の逃亡, 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
		3-2)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
		3-3)首都圏での中央官庁機能の機能不全
		3-4)地方行政機関の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	大規模自然災害発生直後から必要不可欠な情報通信機能は確保する	4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
		4-2)郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
		4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	大規模自然災害発生後であっても、経済活動の早期復旧を図る	5-1)サプライチェーンの寸断等による企業の生産力低下による国際競争力の低下
		5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要なエネルギー供給の停止
		5-3)コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等
		5-4)海上輸送の機能の停止による海外貿易への甚大な影響
		5-5)太平洋ベルト地帯の幹線が分断する等、基幹的陸上海上交通ネットワークの機能停止
		5-6)複数空港の同時被災
		5-7)金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
		5-8)食料等の安定供給の停滞
6	大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要な最低限の電気、ガス、上下水道、燃料、交通ネットワーク等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	6-1)電力供給ネットワーク(発電所、送配電設備)や石油・LPガスサプライチェーンの機能の停止
		6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止
		6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
		6-4)地域交通ネットワークが分断する事態
		6-5)異常渇水等により用水の供給の途絶



県の地域計画における事態	
3	3-1)矯正施設からの被収容者の逃亡, 被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化
	3-2)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	3-3)首都圏での中央官庁機能の機能不全
	3-4)県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下
4	4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止
	4-2)郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態
	4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態
5	5-1)サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力低下
	5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止
	5-3)コンビニート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による基幹産業の機能停止
	5-4)海上輸送の機能の停止による県内及び首都圏の経済活動への甚大な影響
	5-5)首都圏と連絡する基幹道路・鉄道の分断、海上交通、空港機能の長期停止
	5-6)複数空港の同時被災
	5-7)金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態
	5-8)食料等の安定供給の停滞
6	6-1)県民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止
	6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止
	6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止
	6-4)地域交通ネットワークが分断する事態
	6-5)異常渇水等により用水の供給の途絶

3 脆弱性評価 ④

事前に備えるべき目標		国の基本計画における事態
7	制御不能な二次災害を発生させない	7-1)市街地での大規模火災の発生
		7-2)海上・臨海部の広域複合災害の発生
		7-3)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺
		7-4)ため池、ダム、防災施設、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生
		7-5)有害物質の大規模拡散・流出
		7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大
		7-7)風評被害等による国家経済等への甚大な影響
8	大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-4)新幹線等の基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		8-5)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態
		45



県の地域計画における事態	
7-1)市街地での大規模火災の発生	
7-2)海上・臨海部の広域複合災害の発生	
7-3)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	
7-4)ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	
7-5)有害物質の大規模拡散・流出	
7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大	
7-7)風評被害等による茨城県経済等への甚大な影響	
8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-4)常磐線や高速道路網、港湾、空港などの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
8-5)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	
45	

3 脆弱性評価 ⑤

県の地域計画における事態	事態の様相例
1-1)建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生	茨城県南部地震又は三陸沖北部から房総沖の海溝寄りのプレート間地震(以下「津波地震」という。)が発生し、耐震化が不十分な住宅やビル、電柱や信号機などが倒壊し、多数の死傷者が発生した。 また、火災が各所で発生したが、道路の通行止めや断水の影響で迅速な消火が十分にできず、延焼が拡大し、多数の死傷者が発生した。
1-2)不特定多数が集まる施設の倒壊・火災	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、耐震化が不十分な病院、ホテル、商業施設等の不特定多数が利用する建築物や、学校、老人ホーム等の社会福祉施設など避難に配慮を必要とする方が利用する建築物が倒壊し、火災が発生した。
1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	津波地震が発生し、沿岸部には大津波が襲来し、河川を遡上した。地震による強い揺れで海岸や河川の堤防が損壊したため、津波は内陸部まで到達し、広い範囲で甚大な被害が発生した。地震や液状化により、主要幹線道路が寸断され、また、停電に伴う信号機の停止により、一斉に渋滞が発生し、自家用車等による避難が遅れたため、多数の死傷者が発生した。
1-4)異常気象等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	大型化する台風の襲来や激化する梅雨前線等の発生により、長時間の激しい降雨に見舞われたため、河川の水位が急激に上昇し、堤防の越水又は決壊が起きた。主要河川本川の水位上昇の影響により、県内各支川が常時冠水状態となるなど、県内の広い地域で甚大な浸水被害が発生した。
1-5)大規模な土砂災害(深層崩壊)等による多数の死傷者の発生のみならず、後年度にわたり県土の脆弱性が高まる事態	大型化する台風の襲来や激化する梅雨前線等の発生により、集中豪雨が断続的に数日間続き、がけ崩れ、地滑り、土石流などの土砂災害が県内各地で多発し、多くの死傷者が発生した。さらに、大規模な深層崩壊も発生し、多くの住宅が倒壊するとともに、多量の土砂が河川に流入し、一時的に土砂ダムを形成し、上下流の集落に甚大な被害が発生した。これらの影響で多量の土砂が不安定な状態で山腹や河川内に堆積し、土砂災害や洪水が発生しやすい状態が長期間にわたり継続した。
1-6)情報伝達の不備等による避難行動の遅れ等で多数の死傷者の発生	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、沿岸部には大津波が発生した。又は台風や集中豪雨等による浸水害や土砂崩れが発生した。これらの自然災害に際して、直ちに避難行動を起こすべきときに、通信手段の断絶などにより避難指示の伝達が遅れ、住民の避難行動が遅れたこと等により多数の死傷者が発生した。
2-1)被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	地震、津波、水害、土砂災害等により県内の緊急輸送道路が至る所で通行不能となり、また、港湾からの輸送ルートについても、航路の啓開作業や港湾までの道路啓開に時間を要したため、被災地への物資供給・運搬が困難な状況が長期間継続した。
2-2)多数かつ長期にわたる孤立集落等の同時発生	地震、津波、水害、土砂災害等により県内の道路網が寸断され、同時多発的に山間部の道路斜面が崩壊、橋梁の落橋、道路への倒木等により、多数の孤立集落が発生した。このため、救急・救助活動や救援物資の搬送は、ヘリコプター等による空路のみとなった。 また、道路の復旧に時間を要したため、電気や水道、電話などのライフラインの復旧工事も長期化し、孤立集落の解消に長期間を要することとなった。
2-3)自衛隊、警察、消防、海保等の被災等による救助・救急活動等の絶対的不足	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、自衛隊、警察、消防、海保等の車両や資器材に被害が発生した。 救急・救助活動については、他県から応援が駆けつけたものの、被害が県下全域に及ぶことから、人員や資器材が絶対的に不足し、迅速な対応が困難な状況が継続した。
2-4)救助・救急、医療活動のためのエネルギー供給の長期途絶	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、臨海部にある火力発電所が稼働不能に陥るとともに、鉄塔の倒壊等により送電線が広範囲で断線したため、電力供給が長期的に途絶した。 また、広域的な道路の通行止めや港湾施設、石油備蓄施設の損壊等の影響により、ガソリンや重油等の燃料についても県下への供給が長期的に途絶した。

3 脆弱性評価 ⑥

県の地域計画における事態	事態の様相例
2-5)想定を超える大量かつ長期の帰宅困難者への水・食糧等の供給不足	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、JR各線や関東鉄道、つくばエクスプレスなどの鉄道や幹線道路の損壊により公共交通機関は全面的に運休するとともに、自動車での帰宅も困難となった。このため、県内主要駅で帰宅困難者が大量に発生し、勤務先や主要駅、付近の避難所などにあふれ、水・食糧等の供給が不足する事態が発生した。
2-6)医療施設及び関係者の絶対的不足・被災、支援ルートの途絶による医療機能の麻痺	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、医療機関の多くが被災し、使用不能な事態に陥った。急性期患者へ対応可能な医療機関や医療従事者が絶対的に不足し、多数の負傷者へ対する医療の提供が困難となった。 また、輸送手段の不足や医療資器材・人員の不足により、被災医療機関の入院患者等の転院搬送や、通院患者への代替医療機関の確保などの医療の提供が困難となるなど医療機能が麻痺した。
2-7)被災地における疫病・感染症等の大規模発生	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、下水道施設及び上水道施設が損壊し、汚水の処理ができなくなった。 また、医療従事者や医薬品の不足により十分な医療が受けられないことや、避難所での避難生活による長期化などにより、免疫力が低下している高齢者や乳幼児を中心にインフルエンザや感染性胃腸炎などの感染症が大規模に発生した。
3-1)矯正施設からの被収容者の逃亡、被災による現地の警察機能の大幅な低下による治安の悪化	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、県内の矯正施設が損壊したことにより、被収容者が大量に逃亡した。 また、警察庁舎が被災したことや災害対応に追われ、警察機能が大幅に低下し、治安が悪化した。
3-2)信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、耐震性が不十分な住宅やビル、電柱や信号機なども倒壊し、その一部が道路を塞いだ。 また、発電・送電施設の損壊等により大規模停電が発生し、信号機が全面停止した。これにより、衝突事故や玉突き事故が多発し、火災が各所で発生したが、道路の通行止めや断水の影響で消火が十分にできず、重大事故となった。
3-3)首都圏での中央官庁機能の機能不全	首都直下地震等の大規模自然災害の影響により、中央官庁が被災するとともに、首都圏の交通網が麻痺し、その影響による中央官庁機能の低下が長期にわたり継続することとなった。
3-4)県の職員・施設等の被災による機能の大幅な低下	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、県の職員や県庁舎等が被災し、国・市町村や防災関係機関との情報通信が途絶した。 また、庁舎や学校の一部は建物が損壊し、執務室や設備が使用不能となったことから、代替庁舎等が必要となるなど、災害応急対策に必要な行政機能が大幅に低下した。
4-1)電力供給停止等による情報通信の麻痺・長期停止	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、発電所や変電所が大きな被害を受けるとともに、鉄塔の倒壊等により送電線が広範囲で断線したため、電力供給が長期的に途絶した。 そのため、携帯電話をはじめあらゆる情報通信が長期間麻痺し、県民生活や経済活動に大きな影響が生じた。
4-2)郵便事業の長期停止による種々の重要な郵便物が送達できない事態	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、郵便事業者の集配センターや事務所等が被災し、使用不能となるとともに、県内の緊急輸送道路等が至る所で通行不能となったため、郵便事業が長期停止せざるを得なくなり、重要な郵便物が送達できない事態が生じた。
4-3)テレビ・ラジオ放送の中断等により災害情報が必要な者に伝達できない事態	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、電力供給が長期的に途絶するとともに、NHK県域放送局やラジオ局の放送設備が損壊し、使用不能となったため、NHK県域放送やラジオ放送が長期的に中断され、災害情報の伝達が困難となった。

3 脆弱性評価 ⑦

県の地域計画における事態	事態の様相例
5-1)サプライチェーンの寸断等による県内企業の生産力低下	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、製造業等の工場施設が揺れや津波、地盤沈下等による被害を受けたことにより、部品組立等の生産ラインの稼働がストップするとともに、地震や液状化により主要幹線道路が寸断され、部品の調達等ができなくなったことから、県内企業の生産力が大きく低下した。
5-2)社会経済活動、サプライチェーンの維持に必要な電力、石油等の供給の停止	茨城県南部地震又は津波地震の発生や大規模洪水により、発電所の多くが揺れや洪水、津波、地盤沈下、土砂崩れ等により大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も配電線の断裂、変電所の損傷などにより、すぐに受入体制が整わず、電力の供給が停止した。 また、石油等の燃料についても、備蓄基地や港湾、基幹道路等の被災により、供給が停止し、社会経済活動が著しく停滞した。
5-3)コンビナート・重要な産業施設の損壊、火災、爆発等による基幹産業の機能停止	茨城県南部地震又は津波地震の発生による揺れや津波により、鹿島臨海コンビナートでタンクが破損し、漏れた石油に引火し、爆発する。化学消火ができる消防車は地震の影響で現場に急行できず、火災が拡大する。 県内の工業団地や火力発電所でも大規模な損壊、火災若しくは爆発が発生した。
5-4)海上輸送の機能の停止による県内及び首都圏の経済活動への甚大な影響	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、茨城港(日立港区、常陸那珂港区、大洗港区)や鹿島港(以下「茨城港等」という。)が揺れや津波、地盤沈下等により甚大な被害を受け、物資の輸送機能を長期に喪失したことから、県内及び首都圏の経済活動に甚大な影響が及んだ。
5-5)首都圏と連絡する基幹道路・鉄道の分断、海上交通、空港機能の長期停止	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、陸上では、揺れや地割れ、土砂崩れ等により、東京都と連絡する常磐自動車道や基幹道路、常磐線・つくばエクスプレスなどが橋梁などの箇所で大規模に損壊した。海上では、揺れや津波、地盤沈下等により、茨城港等の埠頭や旅客施設が大規模に損壊した。 さらに茨城空港の滑走路やターミナルビルが大規模に損壊した。 これらにより、陸上、海上、航空ともに長期にわたり主要交通機能が停止した。
5-6)複数空港の同時被災	茨城県南部地震や津波地震等の同時発生により、茨城空港や成田空港の空港ビルが被災したほか、地割れ等により滑走路が使用不能となるとともに、その後到来した津波により、羽田空港の滑走路や空港施設が浸水し、使用不能となった。
5-7)金融サービス等の機能停止により商取引に甚大な影響が発生する事態	茨城県南部地震又は津波地震が発生し、建物の倒壊や津波による被害、また、電力の供給がストップするなどにより、金融サービス機能が停止し、預金の引き出し、入金、送金などができなくなり、住民の生活や経済活動に大きな支障をきたすこととなった。
5-8)食料等の安定供給の停滞	茨城県南部地震又は津波地震の発生後、沿岸部には大津波が襲来し、漁港及びその周辺地域に深刻な被害が発生したことから、県産水産物の供給が停止する。また、広範囲にわたる道路の通行止めや港湾施設の被災により、県内外からの食料等物資の供給が停滞する。 さらには、基幹的な農業水利施設が被害を受け、農業用水の供給が滞るとともに、海水の浸水により広い範囲で農業生産ができない事態が発生する。
6-1)県民の生活・経済活動の維持に必要な電力や石油等の供給の停止	茨城県南部地震又は津波地震の発生や大規模洪水により、発電所の多くが揺れや洪水、津波、地盤沈下、土砂崩れ等により大きな被害を受け、長期停止に陥った。他地域からの送電も配電線の断裂、変電所の損傷などにより、すぐに受入体制が整わず、県内の広い範囲で長時間停電が続いた。 また、石油等の燃料についても、備蓄基地や港湾、基幹道路等の被災により、供給が停止した。

3 脆弱性評価 ⑧

県の地域計画における事態	事態の様相例
6-2)上水道等の長期間にわたる供給停止	<p>茨城県南部地震又は津波地震の発生による揺れや液状化により、県下の至る所で上水道、農・工業用水道の配管が破断し、沿岸部では、さらに津波の襲来により、被害が拡大した。</p> <p>また、上水道の取水施設も損壊するとともに、津波による浸水被害を受けて、機能停止した。このため、上水道、農・工業用水等が長期にわたり供給停止となり、県民の生活や農工業に大きなダメージを与えた。</p>
6-3)汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止	<p>茨城県南部地震又は津波地震が発生による揺れや津波、地盤沈下等により、各汚水処理施設が大きな被害を受け、長期間機能が停止した。</p> <p>また、液状化により下水管や浄化槽、マンホールが破壊され、各地の下水道、農業集落排水施設、浄化槽が機能停止に陥った。</p>
6-4)地域交通ネットワークが分断する事態	<p>茨城県南部地震又は津波地震、激化する集中豪雨などに伴う、津波、河川氾濫及び土砂災害により、道路網が断絶した。</p> <p>また、陸上では、揺れや地割れ、土砂崩れ等により、東京都と連絡する常磐自動車道や基幹道路、常磐線・つくばエクスプレスなどが橋梁などの箇所で大きく損壊し、首都圏と分断された。海上では、揺れや津波、地盤沈下等により、茨城港等の埠頭や旅客施設が大きく損壊し、フェリーの運休や貨物船等の入出港の規制が長期化した。さらに茨城空港の滑走路やターミナルビルが大きく損壊し、長期間使用できなくなった。</p>
6-5)異常渇水等により用水の供給の途絶	<p>異常気象により長期的に小雨となった影響により、久慈川水系、那珂川水系の流量が極端に減少し、用水の供給が途絶することとなった。</p>
7-1)市街地での大規模火災の発生	<p>茨城県南部地震や津波地震により、市街地の各所で火災が発生した。</p> <p>また、津波により、燃料漏れを起こしながら流される漁船や車、ガスボンベから噴出するガス、石油タンクから流出した油などに引火し、その火が津波による漂流物とともに街を襲い、制御不能の大規模な火災に発展した。</p>
7-2)海上・臨海部の広域複合災害の発生	<p>津波地震の発生により、沿岸部に津波が襲来し、大小の船舶を破壊し、臨海部に押し流した。臨海部では、液状化や地盤沈下で動けなくなった車から、船舶から海面に流出した燃料に引火し、あらゆる場所で火災が発生した。</p>
7-3)沿線・沿道の建物倒壊による直接的な被害及び交通麻痺	<p>茨城県南部地震や津波地震の揺れにより、鉄道の沿線や道路の沿道の建物やブロック塀が倒壊し、脱線転覆、衝突事故が発生した。</p> <p>また、避難路となるべき道路が塞がれ、車での避難はもちろん、徒歩での避難の支障になり、さらに、車が道路に放置されたことから、交通麻痺が発生した。</p> <p>特に、木造住宅が密集する地域では、道幅も狭い箇所が多いことから、より深刻な事態が発生した。</p>
7-4)ダム、天然ダム等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<p>津波地震や大型台風などにより、ダムに大量の土砂や流木が流入し、洪水調節機能が低下、下流部において洪水被害が頻発した。</p> <p>また、山腹崩壊により天然ダムが形成され、上流部が湛水するとともに、その後の台風や豪雨により決壊し、一気に流出した土石流は下流の集落を飲み込み、被害が広範囲に拡大した。</p> <p>豪雨等によりため池の貯水位が急激に上昇し、越流により堤体が破壊、また、茨城県南部地震などにより決壊することで下流に多くの被害が発生した。</p>
7-5)有害物質の大規模拡散・流出	<p>茨城県南部地震や津波地震の発生による揺れにより、工場や事業場の有害化学物質貯蔵設備等が損壊した。</p> <p>その後に発生した津波により、有害化学物質が周辺土壌や河川・沿岸海域に流出し健康被害の発生や土壌・水質汚染等の二次被害が発生した。</p>
7-6)農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<p>茨城県南部地震や津波地震、台風、局地的集中豪雨等により、大規模な崩壊が発生し、山間部の農地や山林が大きな被害を受け荒廃した。</p> <p>荒廃した森林は、その後の降雨等により表土が流出、浸食が進行し、新たな山腹崩壊を引き起こした。</p> <p>さらに裸地化の進行やクラック(亀裂)が生じている状態を放置した結果、その後の降雨により大崩壊し、人命の危機や家屋の崩壊など甚大な被害が発生した。</p> <p>また、農地・農業用施設が被災し、営農の継続が困難となり、農地の荒廃が進展、中山間地域においては集落が消滅する危機に瀕した。</p>

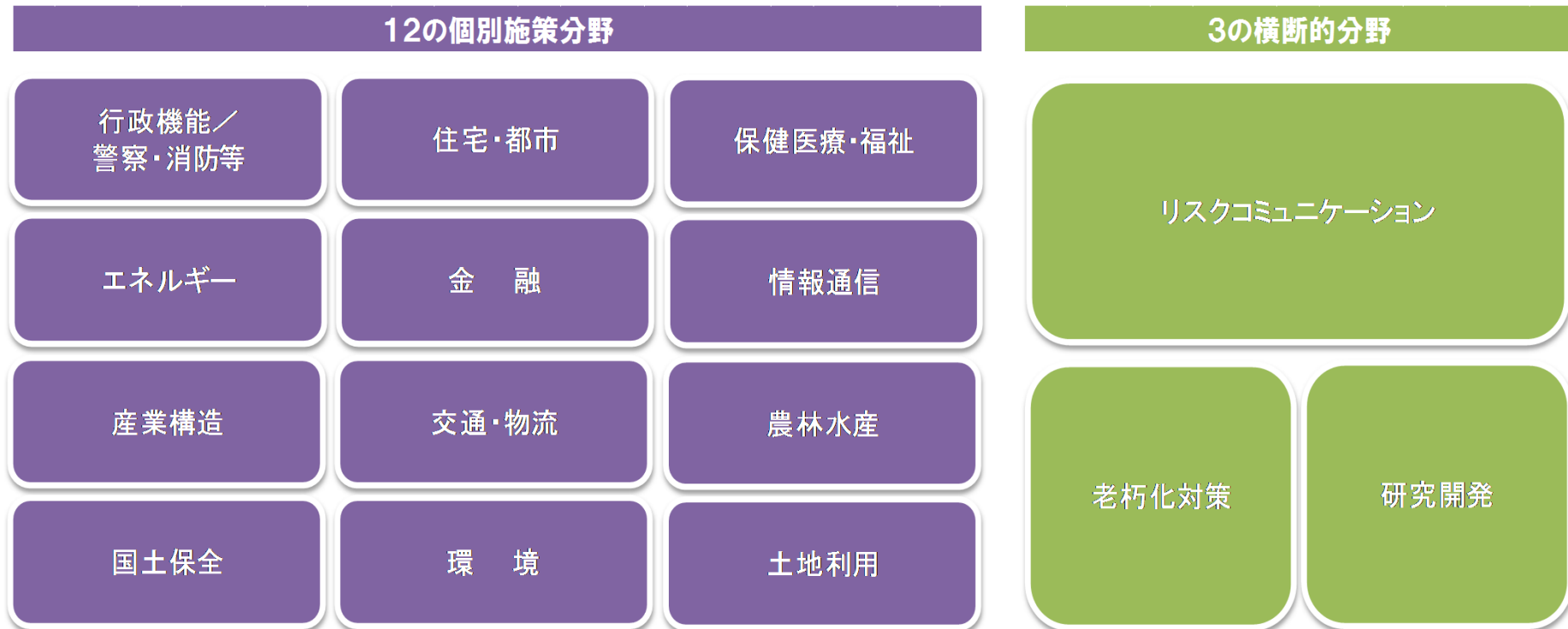
3 脆弱性評価 ⑨

県の地域計画における事態	事態の様相例
7-7)風評被害等による茨城県経済等への甚大な影響	茨城県南部地震や津波地震の発生により、有害化学物質等が周辺土壌や河川・沿岸海域に流出したため、茨城県の農水産物の安全性を懸念する風評被害が生じた。 また、住宅販売や工場誘致などの土地利用や県内への旅行者が減少するなど幅広い分野で風評被害等による県経済等への甚大な影響が生じた。
8-1)大量に発生する災害廃棄物の処理の停滞により復旧・復興が大幅に遅れる事態	茨城県南部地震や津波地震が発生し、地震による揺れ・液状化等による家屋倒壊や、津波の発生により災害廃棄物や津波堆積物が大量に発生し、廃棄物を一時的に保管する仮置場の設置が間に合わず、街中に廃棄物があふれ、道路の通行にも支障が生じた。 また、悪臭や粉じんが発生し、生活環境が著しく悪化した。 さらに、広域処理の調整がつかず、被災地で処理しなければならない状態となり処理が長期化し、復旧・復興が大幅に遅れた。
8-2)道路啓開等の復旧・復興を担う人材等の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	茨城県南部地震や津波地震の発生やそれに伴う大津波により、特に沿岸部の道路啓開等を行うための人材、重機等が壊滅的な打撃を受けた。 また、被害が広域であるため、他県からの支援も困難な状況であり、基幹道路の啓開等を担う人材や重機、資機材等が不足したことにより、復旧・復興が大幅に遅れた。
8-3)地域コミュニティの崩壊、治安の悪化等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	茨城県南部地震や津波地震で被害に遭った地域は、余震等により津波が再び襲来する危険もあることから、被災者は指定緊急避難場所などへ避難していた。 また、警察も津波等で被害を受けた上、人命の救出に優先的にあたっていたことから、被災地域のパトロールが手薄となり、被災住宅等における窃盗事件が多発した。 これら治安の悪化や長期の避難生活による地域コミュニティの崩壊等により、その後の復興作業が大幅に遅れた。
8-4)常磐線や高速道路網、港湾、空港などの基幹インフラの損壊により復旧・復興が大幅に遅れる事態	茨城県南部地震や津波地震、大規模洪水や土砂災害により、常磐線や高速道路網、茨城港等、茨城空港などの基幹インフラが損壊した。 また、巨大地震による被災範囲が東日本に拡大したことから、復旧資材・重機・技術者等が十分揃わず、基幹インフラの復旧が進まず、人の流れや物流が滞り、復旧・復興が大幅に遅れた。
8-5)広域地盤沈下等による広域・長期にわたる浸水被害の発生により復旧・復興が大幅に遅れる事態	茨城県南部地震や津波地震の揺れにより、県南部から東部にかけての沿岸部では、堤防や護岸、排水機場が被災し、液状化とともに地盤沈下した。そこへ津波が襲来し広域にわたり水没、塩害で防潮林が枯損し、農地は広範囲にわたりガレキや海水の流入により甚大な被害を受けた。 その後も海拔0mとなった地域は、潮の干満によって長期にわたり水没した状態となり、さらに台風に襲われ被害が拡大するなど復旧復興が大幅に遅れた。

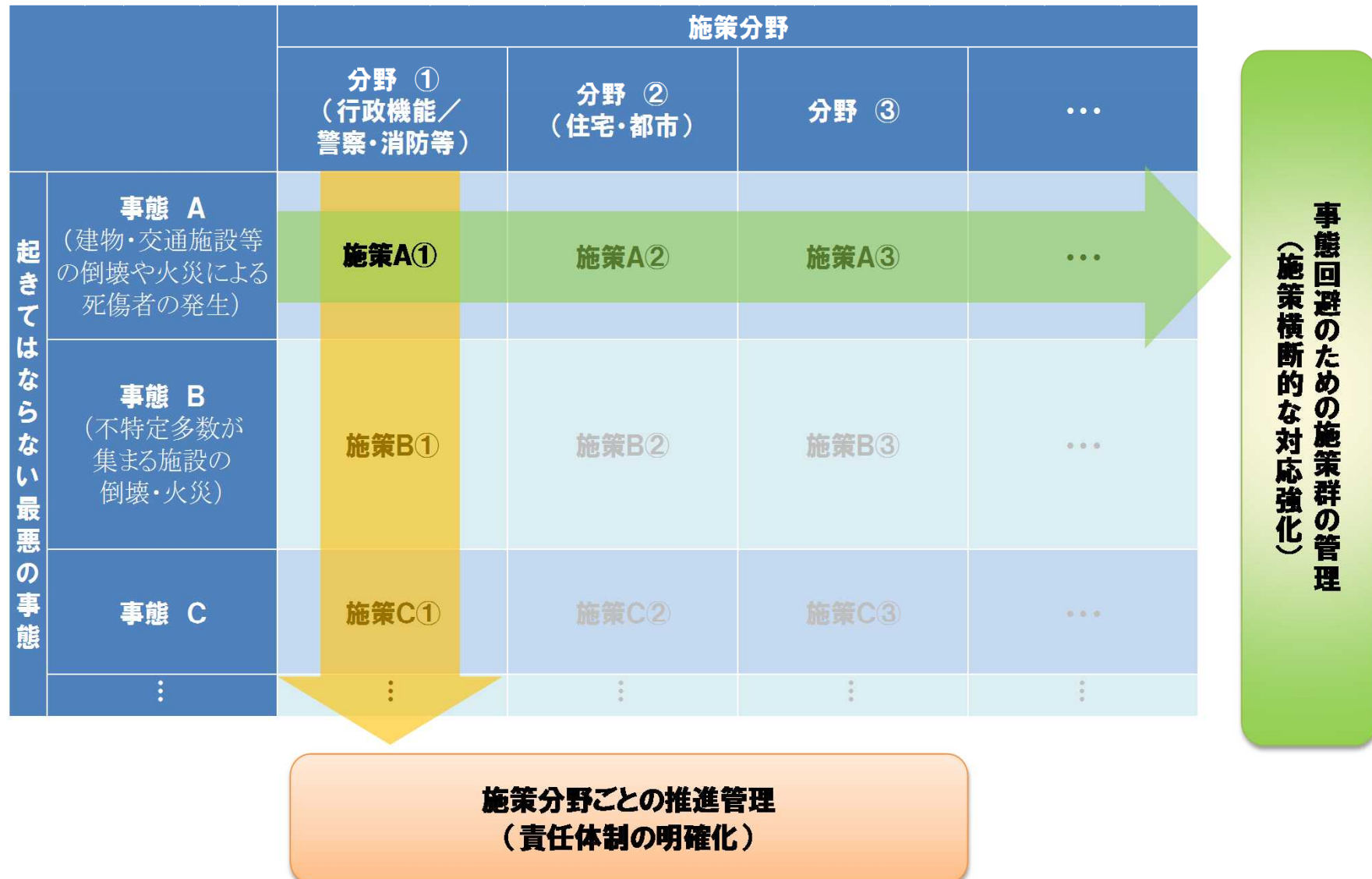
(3) 施策分野の設定

ア 茨城県における施策分野設定の視点

- 国土強靱化に関する施策の特定等に当たっては、国の基本計画と同様に12の個別施策分野、3の横断的分野を設定する。
- 脆弱性評価結果をまとめる段階では、施策構成などを考慮し、施策分野についても整理・統合を検討する。



イ リスクシナリオ「起きてはならない最悪の事態」と施策分野の関係

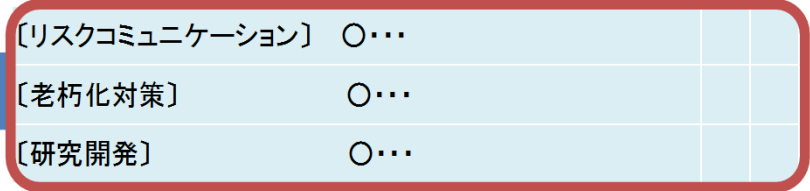
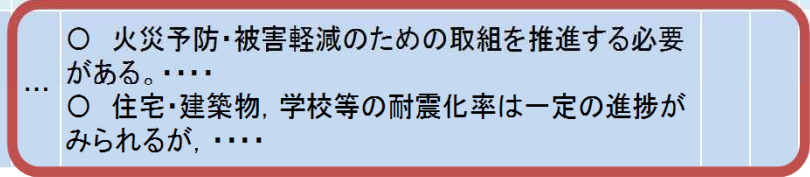
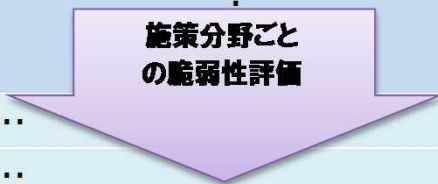


(4) 脆弱性評価の実施

- 「起きてはならない最悪の事態」を回避するための施策群の現状を整理
- 施策群の達成度や進捗度などを踏まえ、事態ごとに脆弱性を評価
- 併せて施策分野ごとに現行の施策の脆弱性を評価

【国の例】

事前に備えるべき8の目標	45の起きてはならない最悪の事態	12の個別施策分野				「起きてはならない最悪の事態」を回避するという観点からの現在取り組んでいる施策の評価
		1)	2)住宅・都市	3)	...	
1. 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1)大都市での建物・交通施設等の複合的・大規模倒壊や住宅密集地における火災による死傷者の発生	...	【国交】住宅・建築物の耐震化の促進 【文科】学校施設の耐震化(…) 【国交】老朽化マンションの建替え等の促進 ・ ・ ・	○ 住宅・建築物等の耐震化率は、住宅・建築物が約8割(H20)、国公立学校が約9割(H25)と一定の進捗がみられるが、耐震化の必要性に対する認識不足、耐震診断の義務付けに伴う耐震診断、耐震改修の経済的負担が大きいことなどから、老朽化マンションの建て替え促進を含め、目標達成に向けてきめ細やかな対策が必要である。また、… ○ …… ○ …… ○ ……
2. …	…	…	…	…	…	○ ……
現在取り組んでいる施策に対する施策分野別の評価		○ 火災予防・被害軽減のための取組を推進する必要がある。… ○ 住宅・建築物、学校等の耐震化率は一定の進捗がみられるが、…				
3の横断的分野		[リスクコミュニケーション] ○… [老朽化対策] ○… [研究開発] ○…				



(5) 脆弱性評価結果

(例) 1 大規模自然災害が発生したときでも全ての人命を守る

1-1) 建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化率は、支援制度の充実を図ること等により一定の進捗がみられるが、私有財産である建築物の耐震化を行うか否かは、最終的に所有者の自発的意志により決められることから、関係機関との連携の下、個々のニーズに的確に対応したきめ細やかな対応が必要である。
- 震災による被害者が出ないよう普及啓発活動、防災リーダーの育成等を推進するとともに、実践的な総合防災訓練をはじめ住民参加の避難訓練等が行われ、県民の防災意識が向上しているが、シェイクアウト訓練や家庭内でのFCP(家族継続計画)、防災メモリアルデーや災害遺産を活用した防災啓発の充実、自主防災組織と企業の連携による防災訓練など自助・共助を強化するための取組が必要である。
- 社会福祉施設は、地震災害や火災が発生したときに自ら避難することが困難な方が多く利用する施設であり、施設の耐震化やスプリンクラーの設置により、安全性を確保して、安心して暮らすことができる環境づくりを進める必要がある。

(主な指標)

【土木】木造住宅の耐震化率: ○○%(H20)

【生環】防災士登録数: ○○人(H26末)

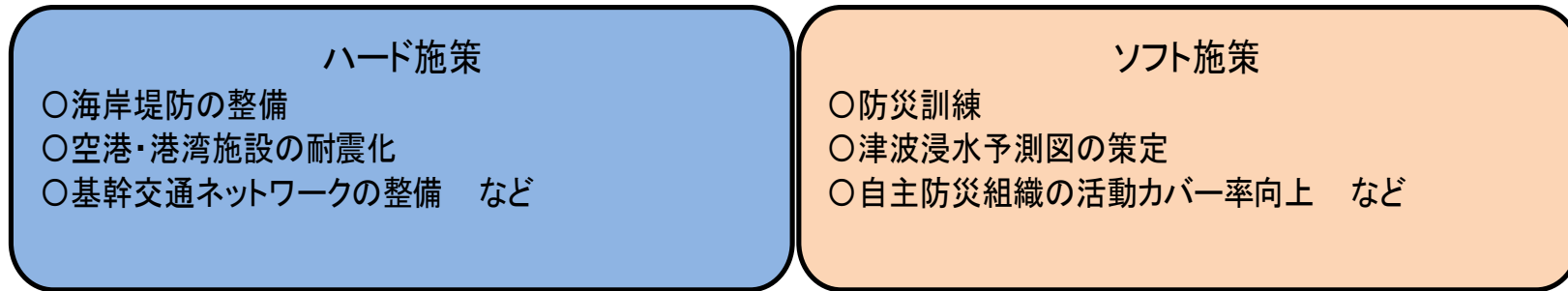
【保福】社会福祉施設の耐震化率: ○○%(H○○)

4 茨城県における国土強靱化の推進方針 ①

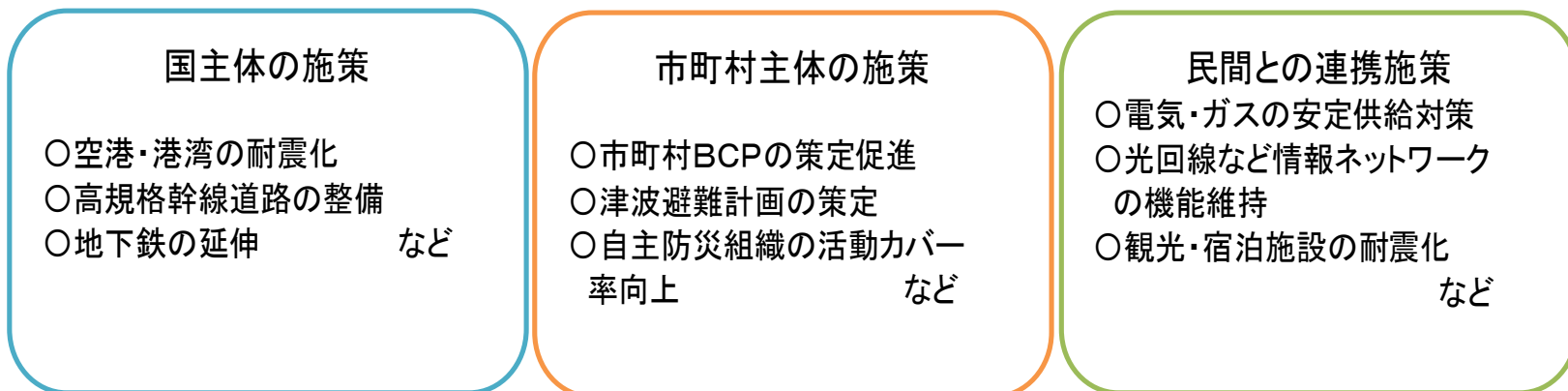
(1) 推進方針の整理の考え方

ア 計画に盛り込む施策の範囲

- ハード, ソフト両方の施策を対象とする。



- 国主体の施策や市町村・民間と連携して取り組む施策も対象とする。



4 茨城県における国土強靱化の推進方針 ②

イ 計画に盛り込む施策の考え方

- 脆弱性評価結果を踏まえ、「起きてはならない最悪の事態」ごとに、事態回避のために必要な施策をとりまとめ、施策群として整理する。
- 併せて施策分野別に整理する。
- 施策の基本的な指針を記載するとともに、個別の災害リスクが大きい場合などには、必要に応じて箇所を特定した個別事業についても記載する。

		施策分野					
		行政機能／ 警察・消防等	住宅・都市	..	国土保全	..	リスクコミュニケーション
起きてはならない最悪の事態	1-1)建物・交通施設…	○…………	○…………	..	○…………	..	○…………
	1-2)不特定多数が…	○…………	○…………	..	○…………	..	○…………
	1-3)広域にわたる大規模津波等による多数の死者の発生	○庁舎等の耐震化の推進 ○消防無線デジタル化の推進 ○…………	○住宅・建築物の耐震化の推進 ○体育館・公民館の耐震化の推進 ○…………	..	○海岸堤防などの整備の推進 ○…………	..	○津波ハザードマップ作成の推進 ○津波避難計画策定の促進 ○防災士の育成・活用 ○…………
	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮

施策群として整理

施策分野別に整理

(2) 国土強靱化の推進方針

(例) 1 大規模自然災害が発生したときでも全ての人命を守る

1-1) 建物・交通施設等の倒壊や火災による死傷者の発生

- 住宅・建築物等の耐震化については、目標の達成に向け啓発活動を推進するとともに、県及び市町村で実施している支援の充実を図る。
また、耐震シェルターや耐震強化建具を活用した簡易な耐震化の普及を図る。
- 震災による被害者が出ないよう、県民の防災意識向上のための取組を継続して実施するとともに、シェイクアウト訓練や家庭内でのFCP(家族継続計画)、防災メモリアルデーや災害遺産を活用した防災啓発の充実、自主防災組織と企業の連携による防災訓練など自助・共助を強化するための取組を推進する。
- 社会福祉施設については、耐震化やスプリンクラーの設置を着実に推進する。

(主な数値目標)

【土木】木造住宅の耐震化率	100%(H〇〇)
【生環】防災士登録数	〇〇人(H〇〇)
【保福】社会福祉施設の耐震化率	〇〇%(H〇〇)

(1) 県の他の計画の見直し

- 本計画を基本として、国土強靱化に係る県の他の計画について、毎年度の施策の進捗状況等により、必要に応じて計画内容の修正の検討及びそれを踏まえた所要の修正を行う。

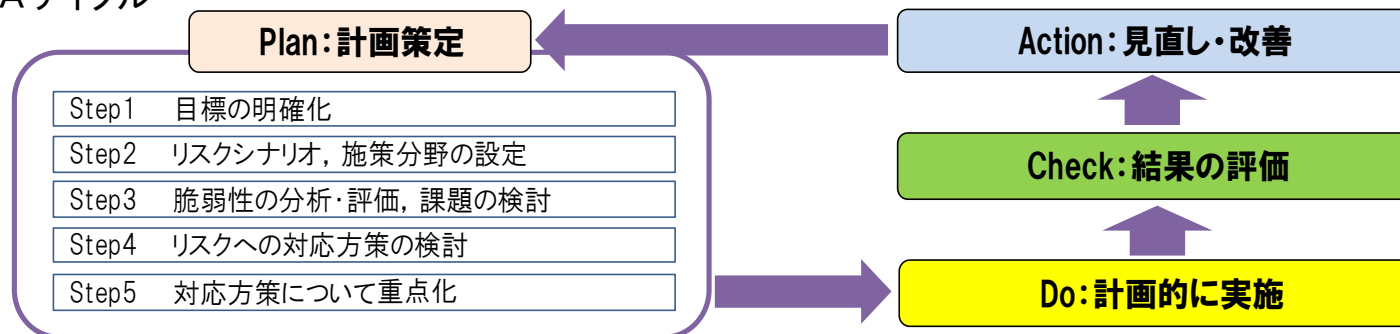
(2) 計画の推進期間及び見直し

- 今後の国土強靱化を取り巻く社会経済情勢等の変化や施策の進捗状況等を考慮し、計画の推進期間は5年間とする。その後、5年ごとに計画内容の見直しを行う。
- また、それ以前においても、毎年度の施策の進捗状況により必要に応じて見直す。

(3) 施策の推進と重点化

ア 施策の進捗管理とPDCAサイクル

- 「起きてはならない最悪の事態」の回避のための施策群ごとに、わかりやすい指標(数値目標)などを設定し、毎年度の施策群の進捗状況や目標の達成状況を継続的に検証する。
- 毎年度、施策群の進捗状況や取組の成果を踏まえ、県事業の予算化や国への施策提案を実施する。
- PDCAサイクル



5 計画の推進と不断の見直し ②

イ 施策の重点化

- 茨城県が直面するリスクを踏まえて、事態が回避されなかった場合の影響の大きさ、緊急度等を考慮し、重点化すべき施策群を選定する。

(例) 重点化の視点

重点化の視点	説 明
影響の大きさ	当該施策を講じない場合、大規模自然災害の発生時において「生命・財産」や「社会経済システム」にどの程度重大な影響を及ぼすか
施策の進捗	当該施策に係る指標(現状値または目標値)等に照らし、施策の進捗を向上する必要がどの程度あるか
平時の活用	当該施策が大規模自然災害の発生時のみならず、地域活性化や産業振興など平時の課題解決にも有効に機能するものか
国全体の強靱化への寄与	当該施策が南海トラフ地震など県外における大災害のリスク低減にどの程度寄与するものか